



知っておきたい「成年後見制度」

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方が、安心して自分らしい生活を送ることができるよう、支援する人（成年後見人など）を選ぶことで、その方の財産や権利を守り生活を支援する制度です。

成年後見人などは、家庭裁判所がその方の状況に応じて適任者を選任します。

○次の方から適任者を選任します

- ・ 家族や親族
 - ・ 法律や福祉の専門家（弁護士・司法書士・社会福祉士など）
 - ・ 法人（社会福祉協議会）
 - ・ 市民後見人（成年後見制度に関して一定の研修を受けた人）
- ※市では今後、市民後見人を養成する予定です

—こんなときは制度の利用を考えましょう—

- ・ 認知症でひとり暮らしの親を悪質商法などから守りたい。
- ・ 親がいなくなったあと、知的障がいのある子どもの将来が心配。
- ・ 認知症で施設に入所した親の財産を処分して入所費用にあてたい。



●問い合わせ 介護高齢課地域包括支援センター ☎53-2111（内線3431）
または各支所地域振興課地域福祉室もしくは福祉課総合相談係 ☎75-8941

旧氏(旧姓)を使い続けたい方へ

11月5日から住民票などに旧氏(旧姓)が併記できます

婚姻などで氏に変更があったときに、本人からの申し出により従来称していた氏を住民票などに併記し、公証することができるようになります。この改正により、申し出された方は印鑑証明書に旧氏（旧姓）が併記されるため、登録する印鑑を旧氏（旧姓）のものとすることができます。

○旧氏（旧姓）とは

その人の過去の戸籍上の氏のことです。氏はその人に係る戸籍、または除かれた戸籍に記載がされています。

○併記できる旧氏（旧姓）は

旧氏（旧姓）をはじめ併記する場合には、戸籍謄本などに記載されている過去の氏から一つ選んで併記することができます。

※削除することもできます。なお、削除後にあらためて併記する場合や旧氏（旧姓）を変更する場合には、制限があります

○旧氏（旧姓）を併記する証明書など

- ・ 住民票
- ・ 住民票記載事項証明書
- ・ マイナンバーカード（通知カード）
- ・ 印鑑証明書（11月5日から性別欄を削除します）

※現在の氏とあわせて旧氏（旧姓）が必ず併記されます。どちらか一方のみを表示することはできません

●問い合わせ

市民課市民年金室 ☎53-2111（内線2210）

○申請方法

市民課または各支所地域振興課の窓口で申請できます。申請の際は、次のものを持参してください。

- ・ 併記したい旧氏（旧姓）の記載がある戸籍から現在の氏が記載されている戸籍に繋がるまでの全ての戸籍謄本など
- ・ マイナンバーカードまたは通知カード
- ・ 本人確認書類（運転免許証など）